

## 定期旅客船・航空便に対する港湾・空港施設使用料の徴収猶予について

県管理港湾を使用する定期旅客船及び天草空港を使用する定期航空便(天草エアライン)について、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数の減少を踏まえ、定期かつ安全な運航の維持を図るため、本感染症が収束するまでの間(本年3月～当面8月使用分まで)、港湾・空港施設使用料の徴収を当面6ヵ月間猶予することとしますので、お知らせします。

### (1) 猶予理由

- ・定期旅客船・航空便について、本感染症の影響により、利用者数が相当程度減少して、事業に著しい損失を受け、定期・安全な運航に支障が生じる恐れがあるため。
  - \* 根拠法令等
    - ・港湾施設使用料は、地方税法第15条第1項第4号の徴収猶予の特例(事業につき著しい損失を受けたとき)を準用。
    - ・空港施設使用料は、熊本県天草飛行場条例第17条第3項の納期限延長の特例(知事が特別の理由があると認めるとき)を適用。

### (2) 対象使用料

- ・定期旅客船：係留施設(岸壁、棧橋、浮棧橋)
  - \* 熊本港については、人道橋、切符売場、駐車場も対象とする。
- ・定期航空便：着陸料、停留料及び施設使用料

### (3) 対象とする使用・猶予期間

- ・本感染症が収束するまでの期間として、本年3月～当面8月使用分まで、当面6ヵ月徴収を猶予する。
  - \* 徴収猶予例(定期旅客船)
    - ・R2.3月使用分の場合、4月に納入通知書(4月末納期限)を発行し、10月末まで猶予。

### (4) 事業者への周知等

- ・本日付で、当課から出先機関等(使用許可、使用料徴収事務を実施)に通知し、出先機関等から定期旅客船・航空便事業者に周知する。

お問い合わせ先：  
熊本県土木部河川港湾局港湾課  
宮川、福島(内線6270、6160)  
(直通：096-333-2515)